

国立大学法人島根大学役員会（第358回）＜議事要録＞

日時	令和2年11月10日（火） 14:00 ~ 16:05
場所	本部棟3階 特別会議室（TEAMS 利用）
出席者	服部学長，藤田理事，秋重理事，荒瀬理事，井川理事，長澤理事，宮脇理事，上野理事
オブザーバー	千家監事，栗原監事
欠席者	なし

〔陪席：企画部長，教育・学生支援部長，総務部長，財務部長，医学部事務部長，自然科学系事務部長，企画広報課長，教育企画課長，総務課長，財務課長，監査室長〕

議題1 島根大学学則の一部改正について

- 荒瀬理事から島根大学学則の一部改正について説明があった。
- 続いて荒瀬理事から文部科学省より今年度及び来年度は、遠隔授業により修得した単位を遠隔授業により修得可能な卒業要件の上限単位数には、算入しなくてもよい旨の通知があり、本学の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症対策本部において確認するとの説明があり、原案どおり議決された。

議題2 島根大学大学院学則の一部改正について

- 荒瀬理事から島根大学大学院学則の一部改正について説明があり、原案どおり議決された。

議題3 令和2年人事院勧告の対応及び国立大学法人島根大学職員給与規程等の一部改正について

- 藤田理事から令和2年人事院勧告の対応及び国立大学法人島根大学職員給与規程等の一部改正について説明があり、原案どおり議決された。

議題4 授業料等免除及び徴収猶予規則の一部改正について

- 荒瀬理事から授業料等免除及び徴収猶予規則の一部改正について説明があった。
- 栗原監事からコロナ禍の中、経済的な理由でやむを得ず休学した学生の授業料の取扱い（休学期間中の授業料の返還や復学後の授業料免除の可否等）について質問があった。荒瀬理事から整理が必要との回答があった。
- 学長から議案概要説明書の趣旨の「認定を遡及して取消」の記載と、第21条の規定に齟齬があるため、議案概要説明書の記載を「認定の取消」と「効力の失効」とに分けて記載するよう意見があった。
- 藤田理事から第21条第1項第1号の「当該各号に該当するに至った日の属する学年の初日」との規定は、授業料等減免対象者としての認定が「当該各号に該当するに至った日の属する学年の初日」より後である場合でも遡及すると解釈されるため、見直す必要があるのではないかとの意見があった。
- 以上の議論の結果、本議題については、次回役員会で再度審議することとなった。

議題5 国立大学法人島根大学支援基金規則の一部改正について

- 藤田理事から国立大学法人島根大学支援基金規則の一部改正について説明があった。

- 学長から第4条第1号の2のイに規定する公募には学内の公募も含むのか確認があった。総務部総務課長から学内の公募も含むとの回答があり、原案どおり議決された。

議題6 国立大学法人島根大学危機管理規則の一部改正について

- 藤田理事から国立大学法人島根大学危機管理規則の一部改正について説明があった。
- 栗原監事から第6条の2第3項の「通常」という文言は、規則としては曖昧な表現ではないかとの意見があり、この意見に対し、以下の議論があった。
 - ・千家監事から「通常的意思決定プロセスや手続きは不要」とは「役員会の議決や学長決裁は不要」という意味であるとの意見があった。
 - ・長澤理事から規則としては何が「通常」なのか規定すべきではないかとの意見があった。
 - ・栗原監事から規則にすべて書き込むのではなく、「対策本部は、本学における最上位の意思決定機関とする」とし、当該規定のコンメンタールとして、共通解釈を残すという整理をしてはどうかとの意見があった。
 - ・千家監事から「対策本部は、本学における最上位の意思決定機関とする」のみでは、現状の意思決定プロセスの上位に対策本部を位置付けるのみで、役員会に付議する手続きを省略してもよいという根拠にはならないため、規定の意図とは異なるとの意見があった。
 - ・学長から「通常」という文言がよいかどうかは別として、「対策本部で承認した事項は、通常的意思決定プロセスや手続きは不要とする」のみを規定し、「対策本部は、本学における最上位の意思決定機関とする」との規定は不要ではないかとの意見があった。
- 上記の議論の後、第6条の2第3項を除き、議決された。第6条の2第3項については、「対策本部で承認した事項は、通常的意思決定プロセスや手続きは不要とする」という趣旨は異議がなかったため、当該規定の文言を整理したうえで、次回役員会で報告することとなった。

報告事項1 人間社会科学研究科の設置承認について

- 報告事項1については、議題7と関連があるため、議題7に先立ち報告があった。
- 荒瀬理事から人間社会科学研究科の設置承認について報告があった。

議題7 島根大学大学院人間社会科学研究科の設置に伴う特例に関する規則の制定について

- 藤田理事から島根大学大学院人間社会科学研究科の設置に伴う特例に関する規則の制定について説明があり、原案どおり議決された。

議題8 テレワークの開始に向けた検討WGの設置について

- 藤田理事からテレワークの開始に向けた検討WGの設置について説明があった。
- 千家監事から出雲キャンパスでのテレワークの実施について確認があった。医学部事務部長から緊急事態宣言下では、出雲キャンパスにおいても実施可能な部署についてはテレワークを実施したとの回答があり、医学部事務部長を検討WGのメンバーに加えることとしたうえで、議決された。

協議事項1 定期モニタリングの実施について（医療情報の管理体制）

- 井川理事から定期モニタリングの実施について（医療情報の管理体制）説明があった。
- 千家監事から検査機器等に患者情報が入力されている例がないか確認があり、井川理事か

ら多くの検査機器等は電子カルテとリンクしており、その他の機器については、保管先をロック付きのUSBにし、当該USBを鍵のかかる場所に保管しているとの回答があった。

- 藤田理事から医師に対する個人情報への意識啓発は行っているのか確認があり、井川理事から医師だけでなく、職員全体に向けて研修を行っているとの回答があった。
- 宮脇理事から近年はクラウドが普及しており、USBなどの物理的なデバイスよりもクラウドの方が安全であるため、情報収集して対策をしてほしいとの意見があった。
- 宮脇理事から情報セキュリティは、マニュアルやデバイスよりも職員の意識が重要であり、職員のリテラシーを向上させることが必要であるとの意見があった。
- 井川理事から電子カルテは、閲覧可能者を限定することはできるが、一方で救急の場合に患者情報が確認できないというリスクもあるため、閲覧している医師名がリストとして表示され、相互監視できる体制を構築しているとの説明があった。
- 秋重理事から統計的に電子カルテの不適切な閲覧を確認する手段はないのか確認があり、井川理事から特定の患者に閲覧が集中している場合はチェック対象としており、当該方法で電子カルテの管理を行っていることが職員に対し一定の抑止力になっているとの回答があった。
- 栗原監事から退職や転出する職員による研究データの取り扱いや管理方法について確認があった。秋重理事から研究データの保存は講座単位で10年間保存することとしているとの回答があった。

宮脇理事から議題6に関連して国立大学は法人化して自主自立を求められており、ムリ・ムダを排除したガバナンスを構築してほしいとの意見があった。

宮脇理事から議題8のテレワークについて、残業や仕事の成果をどう測るのかという問題があり、また、対面で集まった方が活発な意見交換ができるため、テレワークは感染拡大防止のための要請があったときの仕組みと考えるなど、テレワークの実施についてはバランスをとって取り組んでほしいとの意見があった。

報告事項2 令和2年度予算における留保解除について

- 長澤理事から令和2年度予算における留保解除について報告があった。

報告事項3 BCP運用計画ロードマップ(R1~R2)の修正について

- 藤田理事からBCP運用計画ロードマップ(R1~R2)の修正について報告があった。

報告事項4 コンプライアンス・プログラム(eラーニング)(R2.7.1~R2.9.30)の実施状況について

- 藤田理事からコンプライアンス・プログラム(eラーニング)(R2.7.1~R2.9.30)の実施状況について報告があった。

報告事項5 附属病院運営状況について

- 井川理事から附属病院運営状況について報告があった。

報告事項6 第185回教育研究評議会の議題等について

- 学長から第185回教育研究評議会の議題等について報告があった。
- 「授業料等免除及び徴収猶予規則の一部改正について」は本役員会において議決され

なかったため、第185回教育研究評議会の報告事項からは削除することとなった。

- 千家監事から本役員会で報告した「コンプライアンス・プログラム (e-ラーニング) (R2.7.1～R2.9.30)の実施状況について」は、学部別の受講状況も記載されているため、第185回教育研究評議会の報告事項としてはどうかとの意見があり、報告事項に追加することとなった。

学長から統合報告書の完成の報告があった。

上野理事から情報管理については、どういう情報管理が適切なのか、情報収集をしてほしいとの意見があった。また、研究者が異動・退職した後の研究データをどう管理するのかについては、重要なテーマであるとの意見があった。